

～家計にやさしく、地球にやさしく～



# 省エネ家電

## 買い換え支援補助金

備前市では、家庭におけるエネルギー消費の削減と二酸化炭素排出量の軽減を目的として、省エネ性能の高い家電へ買い換える場合に限り支援します。

### 補助金交付内容

エアコンまたはLED照明器具のどちらかを**買い換える場合**、製品購入費用(消費税を除く)に**2分の1**を乗じて**得た額**であって、以下の額を上限とする。(工事費等は除く)

**エアコン**  
補助上限額 **80,000円**

**LED照明器具**  
補助上限額 **50,000円**

### 補助対象機器の条件

**条件 1** 統一省エネルギーラベル  
多段階評価点が  
**3つ星(3.0)以上**の  
家電であること。

**条件 2** 備前市内の店舗等で購入し、  
自己の住居に設置してある  
既設家電を**買い換え**により  
設置するもの。



**多段階評価点**  
市場における製品の省エネ性能の高い順に5.0～1.0までの41段階で表示。  
☆(星マーク)は多段階評価点に応じて表示しています。

**省エネルギーラベル**

**年間目安エネルギー料金**  
当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示。  
※年間目安エネルギー料金は、年間の目安電気料金、目安ガス料金又は目安灯油料金のことを指します。

## 補助対象者（次の①～③をすべて満たす方）

- ①申請書提出時点で備前市内に住所を有する方。
- ②交付決定後に補助対象機器を買い換えし、自らが居住する住宅へ設置する方。
- ③市税等（市民税及び県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税並びに国民健康保険税）の滞納がない方。

## 交付申請について

交付申請書に必要な事項を記入し、下記の書類を添付のうえ、環境課窓口または各総合支所へ提出してください。



〈添付書類〉 ※ご提出いただいた書類は、返却できかねますので予めご了承ください。

- ①見積書 ※原則、有効期限内のもの
- ②申請者の本人確認書類（運転免許証の写し等）
- ③メーカー、機器型番、機器設置消費電力、統一省エネルギーラベル多段階評価点または省エネ基準達成率が確認できるカタログ等の写し
- ④買い換え前の既設機器の設置の状況が分かる写真
- ⑤【代理人が申請する場合】委任状 ※様式任意
- ⑥その他市長が必要と認める書類

### ■注意事項

- ※エアコンは1世帯1台限りの買い換えが対象。
- ※LED照明器具は家の中の器具をすべて買い換えする場合も可。
- ※工事費、撤去費は補助金対象外。
- ※交付決定前に購入した場合は対象外。
- ※中古品やリース品、修繕等は対象外。
- ※市外の店舗等で購入したものは対象外。
- ※『買い換え』とは既にある家電を『適正に処分』することをいいます。
  - （例）エアコンを違う部屋に移設する場合は対象外。
  - （例）旧家電を、ネットオークションやリサイクルショップなどで売る場合は対象外。



## 交付決定・計画の変更について

申請書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めた方を対象に、交付決定通知書を郵送します。申請者は、交付決定を受けてから購入・設置に着手してください。

また、交付決定を受けた内容を変更・中止しようとするときは、購入・設置前に速やかに計画変更等承認申請書を提出してください。

## 実績報告・請求書の提出について

実績報告書及び請求書に必要事項を記入し下記の書類を添付のうえ、環境課窓口へ提出してください。審査等の後、申請者が指定した金融機関の口座（申請者本人の口座に限る）に振り込まれます。



〈添付書類〉 ※ご提出いただいた書類は、返却できかねますので予めご了承ください。

- ①補助対象機器の購入等に係る領収書の写し及び費用の内訳が分かる書類  
（購入金額、購入日、メーカー、機器型番、販売店名がわかるもの）
- ②機器メーカー等が発行した省エネ家電の保証書の写し（販売店の印がなくても可）
- ③省エネ家電の設置の状況が分かる写真
- ④旧家電を適正に処分したことが分かる書類  
（家電リサイクル券の写し、処分量が含まれた請求書または領収書の写し等）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

### ■注意事項

※報告書類を審査したうえで必要がある場合には、現地調査を行う場合がありますので、予めご了承ください。

※申請者は、補助金を受領し設置した補助対象機器について、設置完了から耐用年数の間、適切な管理を継続しなければなりません。やむをえない事情で処分等をおこなう場合には、予め財産処分等承認申請書（第8号様式）を提出してください。

## よくある質問

Q1. すでに購入または設置した機器は対象になりますか？

A1. 申込前に購入または設置済みの機器については、補助の対象となりません。

Q2. 買い換えではなく、新規で購入する場合は対象になりますか？

A2. 既設の機器からの買い換えを対象としているため、新規で購入する場合は、補助の対象となりません。

Q3. 自らが居住する住宅以外に設置する場合も対象となりますか？

A3. 申請書提出時点で備前市内に住所を有し、自らが居住する住宅に設置する場合にかぎり補助の対象となります。

Q4. 住宅と店舗が一緒になっている場合も対象となりますか？

A4. 店舗等を兼ねている住宅に設置する場合で、居住する住宅部分に設置する場合には、補助の対象となります。

Q5. 市外の事業所（ネットストア等を含む）で購入した場合は対象となりますか？

A5. 備前市内にある販売店や事業所等から購入しなかった場合は、補助の対象となりません。

Q6. エアコンとLED照明器具の両方を申請してもいいですか？

A6. 両方同時に申請はできません。どちらかのみ、1世帯1回の申請に限ります。

Q7. LED電球への交換は補助対象となりますか？

A7. 本補助制度は照明設備そのものをLED照明器具へ更新することを対象としているため、電球のみの交換は設備更新に該当せず、補助対象外となります。

Q8. ほかの補助金でも補助を受けていますが、本補助金の対象になりますか？

A8. 補助対象機器の購入・設置費用について、国や県その他の団体の補助や助成を受けている場合に、交付対象額は他の補助額を差し引いた額より算出します。

Q9. 申請者本人ではなく同居の家族が申請書を持参する予定ですが、委任状が必要ですか？

A9. 申請者と同一の住所の方が申請に来られた場合、委任状は必要ありません。

Q10. 添付する見積りの内訳書に補助対象機器以外のもも含まれているのですが、補助対象機器のみの内訳書が必要ですか？

A10. 補助対象機器以外のもが含まれていても問題ありませんが、補助対象機器（メーカー、機器型番がわかるもの）に係る費用が明確にわかるものを添付してください。領収書の場合も同様です。

Q11. 申請時や報告時に添付する写真とは、どのようなものですか？

A11. 申請時には、買い換えを予定している既設の家電の設置状況がわかる写真を添付ください。報告時には、補助対象機器の設置状況がわかる写真を添付ください。また、買い換える前後が確認できるように、家電本体だけの拡大写真は避けていただき、なるべく同じレイアウトの写真をご用意ください。

Q12. 申請が受理されれば購入して良いのですか？

A12. 購入は市から郵送される交付決定通知書が届いた後としてください。交付決定通知書の郵送は、申請書の受理から20日後程度です。交付決定前に購入している場合は、補助の対象となりません。

Q13. 購入時にポイントやクーポンを使用した場合は、補助金に影響しますか？

A13. 販売店で商品代金から割引があった場合（クーポン割引）やポイント等を使用した場合には、補助対象機器の費用（税別）から差し引いた額を補助対象経費とします。

Q14. 購入は、分割払いでもいいですか？

A14. 領収書の金額の記載が、補助対象機器の購入費用の全額ではない場合、補助の対象となりませんのでご注意ください。なお申請者が支払うことが条件となります。

多段階評価点や対象となる省エネ性能の高い機器は

「省エネ型製品情報サイト」でご確認ください。 <https://seihinjyoho.go.jp> ▶

